

6 福薬業発第 498 号  
令和 7 年 2 月 28 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 田城涼子

要指導医薬品として指定された医薬品について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして厚生労働省より福岡県保健医療介護部薬務課を通じて別添のとおり文書が届きましたのでお知らせします。

令和 7 年 2 月 25 日付で製造販売承認されたモメタゾンフランカルボン酸エステル水和物について、要指導医薬品として指定されています。

区分に応じた適切な取り扱いが行われるよう貴会会員へのご周知方よろしく  
お願い申し上げます。

公印省略

6 薬 第 3 3 2 3 号  
令和 7 年 2 月 2 7 日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(薬務課監視係)

要指導医薬品として指定された医薬品について

このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬局医薬品審査管理課から事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和7年2月25日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

### 要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第36号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html>)  
において掲載することとしております。

(別 表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間 (予定)
モメタゾンフランカル ボン酸エステル水和物	ナゾネックス点鼻薬<季 節性アレルギー専用> ナザール NX<季節性アレ ルギー専用>	佐藤製薬株式会社	令和7年2月25日	安全性等に関する製造販 売後調査期間 (3年)